

【相談案内】

月曜日～金曜日

(祝祭日・年末年始を除く)

午前9時～正午・午後1時～4時

上記以外の日時については

消費者ホットラインへ

0570-064-370

お気軽に
ご相談ください!



※相談は無料

※対象は市内在住、在勤、在学の方

※プライバシー厳守

<消費生活相談室ホームページ>

昭島市消費生活相談室

検索

<http://www.city.akishima.lg.jp/2000shohi/>

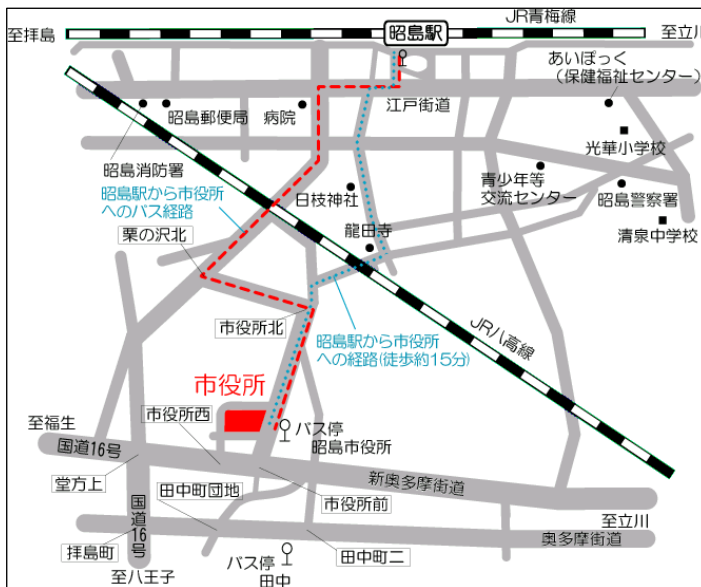


〒196-8511

東京都昭島市田中町 1-17-1

JR 青梅線昭島駅南口徒歩15分

または、昭島駅南口①番乗り場から立川バス
田中町団地行きに乗り昭島市役所で下車



昭島市

消費生活相談室



TEL **042-544-9399**

昭島市

市民部生活コミュニティ課

消費生活相談室とは

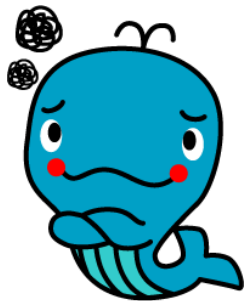
私たち消費者を取り巻く環境は、インターネットによる高度情報化の進展、様々な法改正などにより、ますます複雑で多様化しています。

私たち消費者が『賢い消費者』であるためには、ニュースなどに関心をもち、悪質商法の手口を知ることや、正しい知識を身につけ、的確な判断や選択をする必要があります。

消費生活相談室では、商品の購入やサービスなどの契約トラブル、悪質商法による被害など、消費生活に関する相談や苦情に専門の相談員がアドバイスを行います。

また、多重債務問題に関してもその方に合った相談機関をご紹介します。

「うまい話」や「脅し」に惑わされることなく、困った時やおかしいと感じた時は、ひとりで悩まず、消費生活相談室へ相談して下さい。



代表的な悪質商法

●架空請求

メールやはがきなどで身に覚えのない有料サイトの利用料などを請求してくる商法です。また、インターネットによる架空請求も増加しています。

●キャッチセールス

駅前や街頭などで、「アンケートに答えてください」「健康的に痩せられますよ」などと声をかけて喫茶店や営業所などに同行させ、エステや化粧品などを売りつける商法です。

●マルチ商法（連鎖販売取引）

知人や友人などに「必ず儲かる」「新しい人を加入させれば紹介料がもらえる」などと言って販売商品を買わせ、会員をピラミッド式に拡大していく商法です。大半は収入にならず借金だけが残ってしまいます。同じように友人を誘うので、人間関係も悪化しかねない問題の多い商法です。



●SF商法（催眠商法）

無料配布や安売りなどと言って会場に人を集め、日用品や食料品などを配り、巧みな話術で会場を盛り上げ冷静な判断力を失った消費者に高額な商品を買わせようとする商法です。

●点検商法（かたり商法）

「無料で点検します」などと言って訪問し、事実と異なることを言って不安をあおり、商品やサービスを契約させる商法です。また、公的機関の職員をかたって訪問することもあります。

●内職商法

「簡単な作業で高収入が得られる」「空いた時間に好きなだけできます」などと新聞折込やインターネットで内職を募集する商法です。登録料を請求されたり、内職のための機器や材料などを高額で購入させられますが、結局仕事がなく、収入も得られません。